

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(作業の種類)</p> <p>第4条 前条の作業は、次の各号に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 銃器犯罪捜査従事作業</u></p> <p>(17)・(18) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(手当の額)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～14 省略</p> <p>15 第4条第16号に掲げる作業の手当の額は、作業の種類に応じて、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 銃器もしくは銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業またはこれに相当する作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したとき 従事した日1日につき1,640円</p> <p>(2) 銃器を所持する犯人の逮捕作業に従事したとき 従事した日1日につき1,100円</p> <p>(3) 第1号の作業に付随して行われる固定配置作業に従事したとき 従事した日1日につき1,100円</p> <p>(4) 第2号の作業のうち銃器を使用した犯人の逮捕作業に付随して行われる固定配置作業に従事したとき 従事した日1日につき820円</p> <p>(5) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近において行われる張付け警戒作業に従事したとき 従事した日1日につ</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(作業の種類)</p> <p>第4条 前条の作業は、次の各号に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 銃器等犯罪捜査従事作業</u></p> <p>(17)・(18) 省略</p> <p><u>(19) 逸走家畜取扱作業</u></p> <p><u>(20) 放置違反金等徴収作業</u></p> <p>第5条 省略</p> <p>(手当の額)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～14 省略</p> <p>15 第4条第16号に掲げる作業の手当の額は、作業の種類に応じて、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 銃器もしくはクロスボウ(以下この項において「銃器等」という。)もしくは銃器等と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業またはこれに相当する作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したとき 従事した日1日につき1,640円</p> <p>(2) 銃器等を所持する犯人の逮捕作業に従事したとき 従事した日1日につき1,100円</p> <p>(3) 第1号の作業に付随して行われる固定配置作業に従事したとき 従事した日1日につき1,100円</p> <p>(4) 第2号の作業のうち銃器等を使用した犯人の逮捕作業に付随して行われる固定配置作業に従事したとき 従事した日1日につき820円</p> <p>(5) 銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近において行われる張付け警戒作業に従事したとき 従事した日1日に</p>

き 820 円

(6) 省略

16・17 省略

(新設)

(新設)

18 職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し
人事委員会規則で定める特別な事情の下で、第4条第1号から第5号ま
で、第9号から第14号までおよび第16号に掲げる作業に従事したとき
は、勤務1回につき1,240円を支給する。

第7条～第10条 省略

付則 省略

つき 820 円

(6) 省略

16・17 省略

18 第4条第19号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につ
き300円とする。

19 第4条第20号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につ
き550円とする。

20 職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し
人事委員会規則で定める特別な事情の下で、第4条第1号から第5号ま
で、第9号から第14号までおよび第16号に掲げる作業に従事したとき
は、勤務1回につき1,240円を支給する。

第7条～第10条 省略

付則 省略